

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 1 日

各都道府県宗教法人事務担当課

文化庁宗務課

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について  
(情報提供)

標記に関しましては、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を 2 分の 1 又はゼロとする措置が創設されました。

本特例措置は、地方税法上の要件に合致すれば、宗教法人も対象になりますので、情報提供させていただきます。【別添総務省作成資料参照】

なお、特例の申告に当たっては以下の点に留意願います。

- ・ 事業収入について、令和 2 年 2 月～10 月までの任意の 3 ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて 30%以上 50%未満減少又は 50%以上減少している必要があること
- ・ その際、今回の特例措置の適用を判断するにあたっては、事業ごとではなく中小事業者等が行う全ての事業の収入の合計額で判断することとしており、宗教法人にあっても、収益事業以外で発生する布施や賽銭、寄付金等を含めた全ての収入の合計額について上記割合のとおり減少している必要があること

また、特例措置の対象となる「償却資産及び事業用家屋」としては、以下が想定されます。

- ・ 収益事業、公益事業、宗教活動で使用している、パソコン、コピー機、ルームエアコン、LAN設備等
- ・ 印刷業で使用している、各種製版機、印刷機、断裁機等
- ・ 不動産貸付業で使用している、受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、門・塀・緑化設備等の外構工事、駐車場等の舗装等
- ・ 駐車場業で使用している、機械式駐車場設備、舗装路面等（なお、今回の特例措置は土地は対象でないため、駐車場の土地は対象にならない）
- ・ ホテル・旅館業で使用している、客室設備、厨房設備、洗濯設備、音響設備、家具調度品、駐車場設備等

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る  
固定資産税及び都市計画税の軽減措置(案)

総務省  
作成資料

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

対応(案)

- 以下の要件を満たす中小事業者等(※1)(原則として業種限定せず)を対象とし、以下に掲げる割合に軽減する。

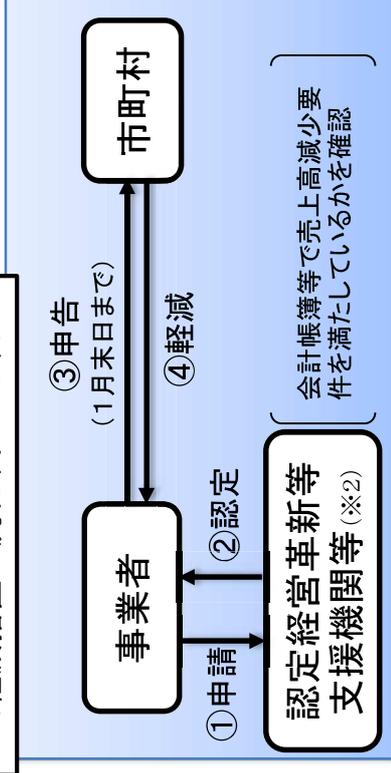
(※1)「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等(※2)の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。

<軽減措置の流れ(イメージ)>



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士、弁護士など)